

薬事法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 薬局開設者が、薬局製造販売医薬品（毒薬及び劇薬であるもの並びに動物用医薬品を除く。）を販売し、又は授与する場合には、薬剤師による情報提供については対面による方法以外の方法により行うことも認め、薬剤師の薬学的知見に基づく指導については義務付けないこととともに、薬局以外の場所にいる者に対して販売し、又は授与する場合におけるその者との間の通信手段に応じた医薬品の販売又は授与の実施方法に関する事項を遵守すること等の規定を適用すること。（第七十四条の二関係）

第二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 この政令は、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百三号）の施行の日（平成二十六年六月十二日）から施行すること。（附則第一条関係）